

## 自転車と保険...雑感 舘浩道(130803)

シルクロード雑学大学のサイトに、自転車保険の最新事情と大前研一氏のコメントが掲載された。

おおいに参考になると思うが、一部に問題もあるので、あわせてこの雑感を読んで欲しい。

保険関連各社・団体が自転車事故に関連させて、多種の保険を開発し売り出しているのは歓迎すべきことだが、消費者というか利用者...つまり我々...の選択肢が増えて戸惑うことも事実だ。

さらに、紹介では触れられていない重要な問題として加入者の年齢制限がある。

加入者の年齢制限とはなにか。保険会社などでは、事故率などを根拠に厳密な保険設計をされており、ある年齢以上の人間には加入させないために年齢制限を設けているのだ。

身近な例として「JCA自転車総合保険」を取り上げてみる。

この保険はサイクリスト向きのお勧め保険と云えるが、「自転車保険比較.com」の当該サイトでは年齢制限に関してなにも書かれていない。

ボク自身、「JCA自転車総合保険」に加入していたが、継続加入手続きを行おうとしたところ、70歳以上はお断りと排除された経験がある。

当然、異議申立をしたところ、JCA側は「お気の毒ですが提携先の保険会社の方針です」と応えるのが精一杯。

しかたがないので、現在はクルマを保有している関係上「チューリッヒ」に入っている。

いわゆる自動車保険なのだが、これに「個人賠償責任補償特約」を付けているので、75歳で自転車乗車中に事故を起こしたとしても対応できるのだ。自動車保険には年齢制限がないので、年齢制限を設けている保険からの「乗り換え」として使えるわけだ。

ただ、事故率の観点から考えると高齢者の事故率は高く...実際、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる「建物突入事故」、「高速道路逆走事故」など、従来考えにくい事故例も増えている。

そんなこともあり、ボク自身としては80歳で運転免許の返上を公言している。その時がくれば、クルマの運転はおろか、自転車に乗っても「無保険」状態になってしまうことになる。クルマはやめても、自転車はやめるつもりはないから、自転車には乗ることになるが、その対策はまだ考えていない。

大前研一氏の、「高額になる自転車事故の賠償、走行ルールづくりとインフラ整備を行え」も参考になるが、氏の見解の一部に認識の誤りがあるようだ。

氏は自転車事故対策の前提となる歩行者と自転車の関係のルールが確立されていないことを指摘している。

しかし、自転車が歩道を走行できる場合のルールは歩行者優先ルールが明確にされている。だから判例でも、これを根拠に自転車側に高額の賠償責任を課してくるのだ。

問題は、このルールが守られていないことであり、最近もこのルールを守らない自転車乗りが歩行者を殴り殺すという事件が起きたばかりだ。

大前氏も、車道の逆走もできると記述された文書を削除したと付記されているので、これについても訂正されるよう望みたい。

なお、最近の自転車の歩道走行における傷害致死事件についてのコメントは、次のサイトにあります。

<http://cycle.tc/mado5.htm>